

名古屋の旧町名を復活させる有志の会 講演資料 於料亭つたも 平成二四年九月二四日

名古屋伝統芸能の歴史と旧町名を語る 南山大学人文学部日本文化学科教 授安田文吉

ここでは**名古屋弁**を軸に、**名古屋の旧町名**を巡ってお話したいと思います。

■名古屋弁（上町言葉（うわまち）・上の言葉（かみ）・下の言葉（しも）と武家言葉）

名古屋弁には「さま」がつく

おじさま おばさま にいさま ねえさま おっさま 文ちやま

名古屋弁には古語が生きている

お（措）いてちようだやあ 米をか（浸・漸）してちようだやあ

名古屋弁には京言葉が入っている ようけ（余慶？） ぎようさん（仰山）

その他の名古屋弁（あそばせ言葉・武家言葉） *「ええて」と「いかんて」

ごまやあすばせ いらやあすばせ ご無礼します 安田でござりまする

■名古屋人氣質（名古屋根生（ねお）いの） *「まあ、ええがやあ（ええがなも）」

名古屋人は元来節約好き（原則借金はいらない）

名古屋人は祭事・慶事・仏事には出し惜しみしない

名古屋人は地縁血縁をととても大事にする

■名古屋の土地柄（豊かさ） *熱田と名古屋

日本の真ん中 木曾の山・木曾三川・伊勢湾・濃尾平野

■徳川家康の城下町作り モデルは京の都（碁盤割り・蒲焼き町・四軒長屋道など）

政経分離 兄秀忠（三男）は江戸で政治を 弟忠吉（四男）は名古屋で経済を

京・大坂に近い（政治は都から離れた方がよい）

その象徴としての名古屋城天守閣の金の鯨・金具と赤銅色の屋根

種々の活動に適当な広さ（ちよつと口を開くとすぐ繋がってしまう人間関係）

★慶長五年二月「貞観政要」（為政者の重要参考書）刊行

三月 オランダ船リーフデ号豊後に漂着

ウィリアム・アダムス（三浦按針）ヤン・ヨーステン （耶 揚子）

九月 関ヶ原の合戦

■徳川宗春の規制緩和による活性化

★基本政策理念「**温知政要**」二十一箇条（マニフェストのはしり）

元氣政策 祭礼をもとに戻す 芝居場所増設の許可の

遊廓の公許

地場産業の保護育成と販路の拡大

町人の実力がつく

■名古屋の食文化のいろいろ *「うまやあ」と「あじなやあ」

「めじろ」「しんぶし」「あぶらげ寿司とまき寿司（助六寿司のもと）」「いさばや」

まんじゅうの生産高日本一（日本一抹茶好みの土地柄）

■名古屋の芸能文化（習い事） *踊り（バレエ・フィギュアスケート

能・狂言・浄瑠璃・歌舞伎・踊り（舞踊）・平曲・都々逸・名古屋甚句

茶道、華道、香道、その他の習い事

■名古屋の物づくり 本丸御殿 **からくり人形山車** 仏具、仏壇、木桶など

■宗春と名古屋

享保一七年（一七四二）は子年。宗春は元禄九年（一六九六）子年生れで、この年数え年三七歳。宗春は藩主になって初めて国許で正月を迎えた。『温知政要』に基づいた政治は急速に成果を挙げつつあった。この年の歳旦（元日を祝う句）に、

春たつや東に富士見西小路 作者知らず

初春の子をも若やぐ新都 作者知らず

と詠まれている。いずれも『遊女濃安都』所収のものだが、前者は東方遙かに見える富士と宗春公許の富士見原をかけ、さらに西小路遊廓を詠み込んで、立春から賑う名古屋の町を詠んだ句。後者は初春を祝う楽の音（ね）と子歳を掛け、また子の日の遊び（根延び、つまり長寿の意を込めて、野に出て小松を引いたりして遊んだ）の意を含ませてあり、何かにつけて新鮮で若々しい、いかにも新都名古屋の生き生きとした元氣よい新年の様子が読み取られる。宗春が藩主になって一年ちよつとの間に尾張一帯は見事に発展していた。

これは宗春の政治手腕が並々ならぬものを示すものだ。宗春が国入りして僅か数カ月で、名古屋は、本町筋の両側には店々がたち並び、人の往来も繁々くなり、呉服から食べ物まで、賑々しく商っており、繁盛を誇った。また、農村部でも、奈良本辰也氏の中央公論社版『日本の歴史』第一七巻「町人の実力」によれば、春日井郡における陶器・大根（宮重大根＝尾張藩献上品）・煎茶、海東郡（蟹江辺り）の西瓜、知多郡の陶器・たばこ、愛知郡の絞り染、武儀郡（美濃）の美濃紙、可児郡（美濃）の栗・炭などが、「あるいはその販路をひろげ、あるいは農民の副業として手広く生産され始め」て、産業が目覚ましい発展をみせており、その頃の藩内では「新しい生産の芽が続々と生い立って」いたのだが、「宗春の英断が火に油を注いだ結果となって現」われたのであると指摘されている。これらは今も、この地方の重要な伝統産業として受け継がれてきているものが多い。宗春は尾張国全体の発展を考えていた。

宗春は毎年正月の一日には、名古屋城内の自分の居間の床の間に父綱誠や藩祖義直の武具や馬印（戦場で目印）を飾って、先祖の功績を偲んで、年毎に自らの戒めとしたという。宗春は派手好みで遊び好き、その挙句に莫大な借金を作って失脚した殿様という風評が広がって、誤解されている面が多いのだが、今述べたように、藩主としての在り方を自分に問い返すような生真面目な一面があった。したがって、宗春の突飛な行状も、かなり藩の発展のために計算されたものだったと思う。平成八年（一九九六）年の子年は、宗春生誕三〇〇年に当たった。

……御臣下衆初め御役人中御祝儀に上り申され候……（御下屋敷の）御門も……

今日より御開き……御用達の町人ども、御台所までまかり出で、御祝儀申し上げる。

これは、宝暦十一年（一七六一）四月一三日、御下屋敷で蟄居謹慎中の宗春が、尾張徳川家菩提寺建中寺などへの参詣のための外出を許された時の、『遊女濃安都』に書かれた記事。外出を許された宗春に、武士から町人までが、どつとお祝いに駆けつけたのだ。宗春の建中寺への参詣は六月五日。元文四年（一七三九）正月、宗春が蟄居謹慎を言い渡されてから二二年後のことである。二〇年以上も経った後も、尾張・名古屋の人々は宗春を忘れてはいなかった。幕府の咎（とが）めなんかどうでもいい、尾張の人々にとっては慕わしい殿様だったのである。

■徳川宗春の基本政策書「温知政要」

尾張藩主となった宗春は、享保一六(1731)年三月中旬、自分の施政方針を述べた『温知政要』を上梓した。大藩の藩主が、自分の政策を書物として出版するなどということは他には例のないことで、それだけでも宗春のユニークさが知られるのであるが、その内容もまた、当時の為政者としては画期的なものであった。

冒頭に序文があり、全部で二一箇条。まず、序文の冒頭に、「古より国を治め、民を安んずるの道は、仁に止る事也とぞ・・・日夜慈悲愛憐の心を失ず。万事簾直にあらんがため、思ふ事を其俣に和字に書きつゞけ」たとある。御三家筆頭尾張藩の藩主となった宗春の、為政者としての抱負が素直に述べられている。政治の根本は「仁」を第一として国を治めるべきだと述べている。これは儒教の精神に基づくものであり、書名の「温知政要」も『論語』の教え「温故知新」から名付けられたものであって、この点では、当時の為政者の思想が出るものではない。しかし、巻頭に「慈」の字を巻末に「忍」の字を印刷、自己の政治の具体的な理念として「慈忍」掲げている点に、宗春の画期的な政治姿勢を見ることが出来る。堅牢な身分制度に立つ絶対的君主の政治が当然であったこの時代に、宗春は、慈悲と忍耐で藩政を行うと表明したのである。それは、さらに各条の具体的な記述に、もつと驚くべき形で書かれていた。例えば、「質素儉約は大切で、家を治める根本だが、ただ儉約ばかりを叫んでも、いつのまにか無慈悲な為政者となって、民衆を苦しめ、却つて、無益の浪費をすることになる」。さらに、「法度は増やせば増やすほど、法度破りが増えるばかり、そしてさらに法度が増えるという悪循環をきたす」「罪人を罪するときは、絶対誤りの無いようにしなければならない。極刑にいたっては間違っていたらたいへんなことになるので、極力注意しなければならない」とも言う。

宗春は、法度(規制)は必要最小限にして、規制を緩和し、できるだけ民衆がのびのびと生活を楽しめる政治をすれば、民衆の消費が進み、経済も活性化して、国の繁栄は望めると考えたのである。この人間味あふた理念も、幕藩体制の強化、質素儉約を掲げた享保改革の真っ只中では、大胆で危険な発言という他はない。享保一七年閏五月、この『温知政要』を、京都の西堀川の本屋から出そうとして、奉行所から禁止されてしまい、前年に出した僅かの御手摺本だけで終ってしまったのである。

一、万の法度号令年々多くなるに随ひ、おのづから背く者も又多く出来て、弥法令繁く煩しき事に成たり。斯のやうすにて数十年も経るならば、後には高声にて咄することも遠慮有やうに成間敷物にてなし。其外一切の作法、諸役所の取扱までも右之通なれば、あげくには夜寝る間もなきやうに成行んか。第一法令多く過れば、人の心いさみなく、せばくいじけて、道のあるくにも跡先を見るやうに成、常住述懐のみにて暮し、自然と忠義の心も薄く成間敷物にてもなし。さあれば其品々を篤と考、人の難儀差つかへにも可成事、瑣細なる類は除き止るやうに仕るべきもの也。万の取扱すくなければ、勤る事も守ることも仕安く、法度の数減ずれば、背く者も稀にして、心も優に諸芸もはげみ嗜むやうに成べきか、和漢共に事の多くなり、法度の繁はよろしからぬ事と有之よし。

◎法度(規制)は必要最小限でよろしいと、規制緩和の中心的考え方を述べたもの。

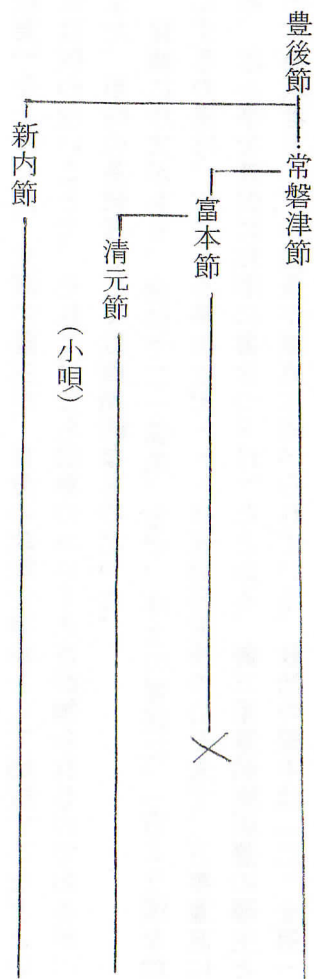
名古屋心中と豊後節

雪と綿とはおなじ白さでも、底の心のうらおもて、夢に夢見る夢人に、うつつと人に、よそながら暇ごひしてふたりづれ、色づく梅のつぼみより、いひかはしたる一筋が、今宵誠とうたがひの、晴れつついつる星月夜……………

これは名古屋心中を元にした宮古路豊後掾の新作心中浄瑠璃『睦月連理・』の「おさん伊八道行」冒頭部分。名古屋心中というのは、享保一八（一七三三）年一月下旬（一説、夏の頃）、闇の森八幡社（中区正木二）境内で起こった心中未遂事件のこと。心中しようとしたのは、飴屋町遊廓花村屋遊女小さん（浄瑠璃では「おさん」と日置（中川区西日置）の豊屋喜八（同伊八）。遊女の心中というので、噂が噂を呼び大変な評判になった。これを見て、当時名古屋に滞在していた宮古路豊後掾は、早速、心中浄瑠璃を作った。心中はいつも世の人の哀れを誘う。二人の悲恋を哀切極まる節回しで語る豊後掾に、名古屋の人々は釘付けになった。しかもこれは、享保八年大岡越前守が出した新作心中浄瑠璃禁止令を破つての上演であったので、人々の期待と興奮はいやが上にも高まった。享保一九年正月の黄金薬師での初演は大成功。押すな押すなの大入り大当りで、さしもの広小路も狭小路となったほどだった。

さらに、この心中未遂事件の処置がまたまた名古屋ツ子のド肝を抜いた。心中未遂者の処罰は三日間晒しの後非人の身分にするということだったが、この二人は、三日間、短時間晒されただけで、三日目はその日の内に親元へ帰された。後は結婚して、玉のような男の子が生まれたと言う。人間性を重んじた宗春ならではの粋な処置だった。

この浄瑠璃を引っ提げて豊後掾は江戸へ下り、九月には小芝居で、翌年春には中村座（江戸三座の一つ）で上演。いずれも大当り大入りであった。これをきっかけに、豊後節は江戸で爆発な流行となったが、不思議なことに、前述の禁止令を破つての上演だったにも拘らず、お咎めがなかった。これは恐らく豊後掾の背後には宗春が付いていたためであろう（元国立音大教授竹内道敬氏説）。それを裏付けるかのように、元文四年（一七三九）宗春が失脚すると少し遅れて、やはり同年に豊後節は全面禁止になってしまった。しかし、この豊後節から、延享四年（一七四七）に常磐津節が、さらに常磐津から富本節が、富本節から清元節が生まれる。これらは歌舞伎・舞踊になくてはならない音楽であり、また、常磐津とほぼ同時期に成立した新内節もこの豊後節の流れを汲むもので、宗春の政策が我国の芸能史に大きな足跡を残すことになった。この一件は、宗春の真骨頂を示すとともに、宗春時代の名古屋は我が国文化の発信地となっていたことが知られるのである。



寶町
同上

寶町は傳馬町筋の南、東本重町の北、東袋町の東、伊勢町筋と久屋町との間に位し、一丁目より三丁目まで有り、昔は各、縦の町に分屬して、町名なく、袋町筋と稱へたりしを、明治四年に獨立せしめて、寶の袋と云ふ祝義に因みて、今の町名を附す、

二三 東袋町

東袋町
同上

東袋町は傳馬町筋^宮の南、東本重町の北、本町筋と伊勢町筋^{鶴重}との間に位し、一丁目より三丁目まであり、もと各、縦の町に分屬せしを、明治四年、獨立せしめて、袋町の東方なればとて、東袋町と稱ふ、

二四 東本重町

東本重町
同上

東本重町は寶町及び東袋町の南、蒲燒町の北、本町と久屋町との間に位し、一丁目より六丁目まで有り、もと各、縦の町に分屬して、町名なく、唯本、重町筋と稱へ來りしを、明治四年、獨立せしめて、本重町の東なればとて、東本重町と稱す、古へ吳服町筋と鍛冶屋町筋との間、三箇町は鶴重町に屬せり、^{鶴重町の條參照}

二五 蒲燒町

蒲燒町
同上

蒲燒町は東本重町の南、廣小路筋の北、本町筋と大津町筋との間に位し、一丁目より四丁目まで有り、もとは各、縦の町に分屬して、町名なく、蒲燒町筋と云ひしを、明治四年に獨立せしめて、蒲燒町と云ふ、

梶川町又は扇
風呂町

蒲燒町の名義

飛驒屋町の遊
興地

むかし蒲燒町と云ひしは、此町筋の總名なり、眞に此名の町家あるに非ず、梶川氏の取建てたる町なればとて、梶川町と呼び、又た扇風呂町とも稱へしが、後に今の名に改む、扇風呂と云ひしは、萬治年中の地圖に見えたるよしなれば、其頃風呂など出來て、風流好みの輩が出入りし遊興の巷たりしならん、慶長築城の際に、此所茶店、賣酒肴などを商賣するもの多く住み、蒲燒を賣る家など立並びしより、蒲燒町と云へるなりと、又一説に、櫻の皮を燒きて、色々の細工を爲し、職人の住みしより、かんばやき町と云ひしなりとも云ふ、此兩説いづれが是なりや判する能はずと雖、その遊樂の地たりしことは論なかる可し、又當町筋にて本町に近きあたり、飛驒屋町^{又ぞめき}町とも云ひ、天文十九年、繁榮の爲めに、信長、萬松寺の南に遊女町を作るといへるも、此地なる可

く、又慶長城普請の時に遊女を置き、芝居を設け、鬨(か)の場所とせしも此地たり、元和三年に説教舞(あや)操を興行し、寛永の初めに、女歌舞伎を連れ來りて、比田横田早苗踊を演せし等、皆こゝの事と知る可し、

二六 榮 町

榮町
第一圖の一を參照

榮町は蒲燒町の南の大路筋にして、長者町筋と久屋町筋との間に位し、一丁目より七丁目まで有り、もと廣小路又は堀切筋とも稱す、明治四年、本町筋と久屋町との間を廣小路片町と稱す、同年榮町と改む、

廣小路は萬治三年正月の大火より、町幅を擴張せるによりて稱す、道路の南縁に溝渠ありて、東は久屋町筋より御園町筋に至る、依りて之を堀切筋とも云ふ、遷府以前は那古野の町外れにして、寛文の頃は、是より以南、田野松原なりし故に、山犬などの出て捨子を喰ひしことあり、正事本町筋の角に開帳札などを建つること永く慣例なりき、尾張名享保の定めによれば、藩主上國の際、御馬廻組、小普請組同心及び御目見の輩は、廣小路の東西に竝列するものとす、享保以後御觸留 此所に塵芥を捨つることを固く制止し、享保九年町觸非常の場合に

廣小路(堀切筋)

必用の地所なればとて、小屋の建設、植樹等をも禁ず、享保九年町觸酒商田、此地もとは夜店、行商、物まね、看せ物などの殷盛なりしを、明治六年に出店を取除く、見聞、雜割、

參 考

廣小路の開設
廣小路 萬治三千年大火事、其後町中道狹き所諸事障にあしくして、小路を廣く割直し、就中堀切通りは巾拾五間の廣小路になり、諸士屋敷之有しを、天津町伊勢町、鍛冶屋町にて堀切の上之屋敷を他へ移し、其跡之堀切を立たりし、町人直に給ふとや、
(名府豫錄)

武士屋敷を移して
廣小路を作る

町中道せばく、諸事の便のあしきとて、小路を廣く割直し、殊に堀切通は巾十五間通の廣小路に、成に仍て、屋敷立退者多し、天津町伊勢町、鍛冶屋町にて堀切より上の侍屋敷他所へ移し、其跡堀切を立、町人に給る也、
(奥村本正事記)

廣小路

廣小路 むかし此所を南は田島にして、人家所々に有し、由、名古屋の出端なりし故、開帳札杯を建、其例にて今にこゝに開帳札を出す、府下出來し頃、此所に堀切町とて南側に町家有しが、萬治の大火の後、火除のため此廣小路になるとぞ、
(尾張名陽)

名陽三名水

名のみ残りしとぞ、尾張名所圖會、阿部直輔備忘志、

名陽の三名水は龜尾の清水、一名は年魚水、清壽院の井、今門前町那古野山の邊、水の坂下に在り、柳下水と名く、

蒲燒町風呂屋今圖井の井を云ふ、龜尾の清水は最も有名にて、志水の町名の

起原なりと云ふ、柳下水は淺間社の創立以前より存すと傳へ、溫恭院の上洛

の際、西掛所にて休泊せしとき、此井水に護衛を附して飲料に供せしめし以

來、藩より修繕を加へられ、龜尾の清水と共に、紅及び繪具を溶すに適すとし

て、愛用せられたりきと云ふ、蒲燒町風呂屋の井は特に藝妓に愛用せらる、尾張

名陽、尾張名陽圖會、尾張志、金鱗九十九之塵、名古屋神社誌、

清水井戸

清水井戸は中區水主町法藏寺の門前に在り、廣井天王今の天王崎の御手洗の

水なりきと云ふ、もと堀川の無かりし時に、こゝも洲崎神社の境内なりきと

覺し、享保八年十二月、井戸及び水汲道共に除地となり、代官小久保彌五助之

を掌れり、同九年、廣井天王みたらし池、正神主近江守平敬之と銘ある石表を

立てたり、廣井天王御手洗の記の中に、此井の事をも述べたれば左に掲ぐ、

廣井天王御手洗の記

上りたる世には、此ところ海邊の洲崎にして、ふるき世より天王の御やしろしづまり

おはしますか故に、天王崎と唱へ來りたりとつたへいふなる、其比は此御社近きあた

りに清き泉ありて、詣來つる人々手洗ひ嗽つる故おのづから此靈泉を天王の御手洗

とし、また其井の廣く大なればとて、此あたりを廣井となむよびならはしたりとぞ、さ

れば此御社の此地に鑿りおはしますはじめは、上りたる世よりのことゝおほゆ、慶長

のころ堀川を堀通されし時、御社と井と川を隔が故に、あらたに此井をほりつるが、物

かはり星うつりて、何事もなほざりがちなるを、享保の比、正神主永田近江守敬之、其祭

りの絶たるを起し、古にかへし、六月十七日、神輿を城の西なる堀留今の新馬場の假屋へ、船

にてうつしまるらせ、陸をねり還幸ありて、後御葦流しすることをはじむ、この式敬之

みづからしるせる一卷、今も神庫にあり、又其ころ此祭のさま晝がきて、木にゑりたる

もの、深田正韶がもとに有つるを、近きころ神庫におさめたり、扱其川向なるもとの靈

泉には、享保九甲辰の年、敬之石ぶみを建て、今も有りつ、其後此祭も絶、慶長に堀うつし

つる此井も、こゝらの年月、里の童が投入しふるわら查、古尻切のためにうづもれ、清水

も穢れて、後の世に至りては、榎の葉井の名のみに成りなむことを歎き、ことし天保五

甲午のとし六月、井を淺水を渾め、新に此嗽殿を營、永く此御社に寄せ奉る也、瓦葺にし

つるは心にあらねど、破壊の近からむなどいふ諸人の志にしたがひつる也、御國魂の

友かき見ゆるし給へ、
垂穂石井孝政「名古屋神社記録集」

龜井址

龜井は熱田神戸町圓福寺の境内、本堂の北に在り、金鱗九十九之塵に、嚴阿上

參考

清洲越輩

絶家

吉田甚五左衛門

清須越吉田甚五左衛門由緒

一私祖父吉田半十郎は清洲を引越候節は、名古屋兩替町にて平田役被爲仰付相勤罷在候、清須に而之商賣の儀は勿論居住、相相知不申候、明曆三年酉五月廿二日、行歳七十四歳に而相果申候、

一父吉田孫三郎儀、祖父半十郎跡役相勤、兩替町に罷在候得共、身體不如意に罷成候之間、御役義差上、寛文六年午六月廿九日、五十四才に而卒去仕候、

一私儀朝邑傳藏、方御預り、御側御足輕之内、浪人分にて二十四年相勤罷在候處、御暇申受、唯今は小間物商ひ仕、大久保見町に居住罷在候、

右は元禄十二己卯年六月御改に付書上記也、

〔金鱗九十九之塵〕

二 住吉町

住吉町

第二圖の九を參照

御中間町

住吉町は廣小路の南、南吳服町の西、矢場町一切の北、鐵砲町の東に位す、一丁目より三丁目まで、南北延長約二百間、有り、はじめ仲間などの住みし處なるを以て、御中間町と稱せしを、承應元年より今の町名に改む、入江町筋と横三藏筋との間に一筋の横町ありて、西の方吳服町筋に出づ、此新道は寛政六年四月八日の火災後の開發なり、舊勝録に「町代御禮錢二貫百三十六文、舊記に「家數九十

五軒役、並人足七步五厘役、云々」と見えたり、當町に住みし舊家に、高田三郎左

衛門、茶道名人高田太郎、菴のことなり、青物屋角左衛門、以上清須越、町醫神波瑞仙等あり、同、

參考

實商藏下三郎左衛門由緒

住吉町實屋藏下三郎左衛門

私先祖濃州九條之城主、織田勘解由左衛門信益、伴、同名源次郎信家、父信益と共に、尾州葉栗郡高田村に罷在候處、信益戰死之後、清洲御園町江引移、高田源次郎と名乗居申候、高曾祖父高田喜三郎信榮、代養父松山源右衛門に懸り、同所ニ而酒賣商賣仕候、慶長年中、御當地御園町江引越、致居住候處、寛永年中、住吉町只今住居之家江引移申候、先祖を持來候相州貞宗之刀、家次之刀、今以所持仕候、喜三郎を私迄六代相續仕候、

〔寛延舊家集〕

三 南吳服町

南吳服町同上

南吳服町は廣小路の南、南伊勢町の西、矢場町一切の北、住吉町の東に位し、一丁目、二丁目あり、もと兩側とも武士屋敷にして、町名なし、明治四年、當町を新設す、尾府全圖、地籍圖、尾張國誌、

蒲焼町筋

●中区錦一―三丁目

本重町筋の南、御園町筋より大津町筋に至る九丁の東西道路の俗称。正式の町号ではない。武家屋敷も入交じり、町屋は最寄りの南北道筋に分割所属した(尾張志)。築城手伝いの大名が使役する人夫を相手の茶店が軒を連ね、蒲焼きなどを売ったのが町名の由来。一説には、桜の皮を焼いて細工する職人が住んだところから「かんばやし」町ともいう(尾張名陽図会)。当初、浴客で賑う町内の銭湯扇風呂からとって扇風呂町ともいった(同書)。本町筋付近は飛騨屋町またはぞめき町といい、天文一九年(一五五〇)信長が万松寺の南に作ったと伝えられる遊里があった。また城普請の際、遊女を置き、芝居小屋を建てた。元和三年(一六一七)説教操り人形を興行、寛永年間(一六二四―四四)女歌舞伎を上演したのもこの地という(小治田之貞清水)。長者町筋の東西は天外町。天蓋町ともよばれた(尾張名陽図会)。いずれにしても遊興の巷だったらしい。

明治四年(一八七二)九月、本町筋と大津町筋間四丁に蒲焼町をおき、同九年御園町筋から本町筋までの五丁を園井町とした。

住吉町

●中区栄三丁目

富沢町の南、広小路から花屋町筋までの三カ丁をさす。初め中間が住んだので御中間町となえたが、承応年中(一六五二―五五)に改称(尾張城南陌名由緒)。江戸時代初期は野原が多く、一部前津小林村の地にかかっていた。入江町筋と横三ツ蔵筋の間に、東の呉服町筋武家屋敷へ通じる横町があり、寛政六年(一七九四)四月の火災後開発された(府城志)。住民として茶道高田太郎菴三郎左衛門が名高い。